

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 4 年 11 月に実施した監査（一部令和 4 年 8 月、9 月及び 10 月に実施したものを含む）の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 12 月 26 日

岐阜県監査委員	林	幸 広
岐阜県監査委員	国 枝	慎太郎
岐阜県監査委員	鈴 土	靖
岐阜県監査委員	長 縄	直 子
岐阜県監査委員	南	圭 一

財務監査及び行政監査の結果

令和4年12月26日

1 監査の種類

- ・地方自治法第199条第1項の規定による財務監査
(同条第4項の規定による定期監査として実施)
- ・地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和3年度を対象とした。

(2) 対象機関

知事部局	212 機関のうち、31 機関	
教育委員会	98 機関のうち、23 機関	
公安委員会	60 機関のうち、4 機関	
その他(上記以外)	13 機関のうち、3 機関	計 383 機関のうち、61 機関 (表1参照)

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

5 監査の結果

上記により監査したところ、表1のとおり22機関において9件の指摘事項、17件の指導事項が見受けられた。これらについては、表2のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

上記の事項以外については、監査した限りにおいて、おおむね監査の対象となった事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

表1 (監査の実施及び結果の概要)

	実施機関名		監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査
					指摘	指導	検討	実施日(方法)
1	総務部	中濃県税事務所	11月14日	実地	—	—	—	9月20日(書面)
2	健康福祉部	医療福祉連携推進課	8月19日	実地	—	—	—	7月26日(実地)
3		岐阜保健所	11月28日	書面	—	2	—	10月17日(実地)
4		岐阜保健所 本巣・山県センター	11月28日	書面	—	—	—	9月9日(書面)
5		西濃保健所	11月28日	書面	—	—	—	10月20日(書面)
6		西濃保健所 揖斐センター	11月28日	書面	—	—	—	9月9日(書面)
7		可茂保健所	11月16日	実地	—	—	—	9月30日(書面)
8		恵那保健所	10月28日	書面	—	—	—	9月8日(書面)
9		飛騨保健所	10月28日	書面	—	1	—	9月16日(書面)
10		希望が丘こども医療福祉センター	10月28日	書面	2	1	—	9月22日(書面)

11	健康福祉部	精神保健福祉センター	11月17日	実地	—	—	—	9月26日(書面)
12		身体障害者更生相談所	11月17日	実地	—	—	—	9月26日(書面)
13		知的障害者更生相談所	11月17日	実地	—	—	—	9月26日(書面)
14		発達障害者支援センター	11月17日	実地	—	—	—	9月26日(書面)
15	商工労働部	情報科学芸術大学院大学	11月28日	書面	—	—	—	10月20日(書面)
16		岐阜関ヶ原古戦場記念館	11月28日	書面	—	1	—	10月14日(実地)
17	農政部	可茂農林事務所	11月16日	実地	—	—	—	10月17~18日(実地)
18		恵那農林事務所	11月4日	実地	—	1	—	10月6~7日(書面)
19		下呂農林事務所	11月1日	実地	—	—	—	8月24~25日(書面)
20		農業技術センター	11月28日	書面	—	1	—	10月11日(書面)
21		病虫害防除所	11月28日	書面	—	—	—	10月11日(書面)
22		中濃家畜保健衛生所	11月16日	実地	—	—	—	8月30日(書面)
23	林政部	ぎふ木遊館	11月28日	書面	—	—	—	10月14日(書面)
24	県土整備部	郡上土木事務所	11月10日	実地	—	1	—	9月26~27日(書面)
25		可茂土木事務所	11月8日	実地	1	—	—	10月12~13日(書面)
26		恵那土木事務所	11月22日	実地	—	—	—	10月24~25日(実地)
27		下呂土木事務所	11月2日	実地	—	—	—	8月29~30日(書面)
28		長良川上流河川開発工事事務所	11月10日	実地	—	—	—	9月26~27日(書面)
29	県事務所	揖斐県事務所	11月28日	書面	1	—	—	9月9日(書面)
30		可茂県事務所	11月8日	実地	1	—	—	9月29日(書面)
31		東濃県事務所	11月28日	書面	—	1	—	9月9日(書面)
32	教育委員会	岐阜教育事務所	11月28日	書面	—	—	—	10月13日(書面)
33		西濃教育事務所	11月28日	書面	—	1	—	10月18日(実地)
34		美濃教育事務所	11月14日	実地	—	—	—	9月29日(書面)
35		可茂教育事務所	11月28日	書面	—	—	—	10月11日(書面)
36		東濃教育事務所	11月28日	書面	—	—	—	10月7日(書面)
37		山県高等学校	11月28日	書面	—	1	—	9月9日(書面)
38		羽島高等学校	11月28日	書面	—	—	—	9月9日(書面)
39		揖斐高等学校	11月28日	書面	1	—	—	9月9日(書面)
40		池田高等学校	11月28日	書面	—	—	—	9月9日(書面)
41		不破高等学校	11月28日	書面	—	—	—	9月9日(書面)
42		郡上北高等学校	11月10日	実地	—	—	—	9月27日(書面)
43		武義高等学校	11月28日	書面	—	1	—	9月9日(書面)
44		関有知高等学校	11月28日	書面	—	—	—	9月9日(書面)
45		瑞浪高等学校	11月28日	書面	—	—	—	9月9日(書面)
46		坂下高等学校	11月28日	書面	—	1	—	9月9日(書面)
47		中津商業高等学校	11月28日	書面	—	—	—	9月9日(書面)
48		益田清風高等学校	11月2日	実地	—	1	—	9月6日(書面)
49		吉城高等学校	11月28日	書面	—	2	—	9月9日(書面)
50		飛驒神岡高等学校	11月28日	書面	—	—	—	9月9日(書面)
51		岐阜清流高等特別支援学校	11月28日	書面	—	1	—	9月9日(書面)
52		大垣特別支援学校	9月12日	実地	—	—	—	8月19日(書面)
53		関特別支援学校	9月27日	書面	—	—	—	6月13日(書面)
54		飛驒吉城特別支援学校	11月28日	書面	1	—	—	9月9日(書面)
55	公安委員会	垂井警察署	11月28日	書面	—	—	—	9月9日(書面)
56		北方警察署	9月27日	書面	1	—	—	6月13日(書面)

57	公安委員会	加茂警察署	11月28日	書面	—	—	—	9月9日(書面)
58		下呂警察署	11月28日	書面	1	—	—	9月9日(書面)
59	その他	選挙管理委員会揖斐地方事務局	11月28日	書面	—	—	—	9月9日(書面)
60		選挙管理委員会可茂地方事務局	11月8日	実地	—	—	—	9月29日(書面)
61		選挙管理委員会東濃地方事務局	11月28日	書面	—	—	—	9月9日(書面)
計	指摘事項等のあった機関数： 22 機関				9件	17件	0件	

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・ 検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表2 (指摘事項等の内容)

機関名	区分	内容
岐阜保健所	指導事項	令和3年度の岐阜県収入証紙売りさばき代金の収入事務において、指定金融機関等へ払い込むべき収納金の一部をつり銭の用に供するため留め置く場合には、あらかじめ定めた金額の範囲内において行うべきところ、この金額を定めることなく収納金の一部(30,000円)を留め置き、指定金融機関等に払い込んでいなかったため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	岐阜保健所REN-TA-Iネットワーク整備工事に係る契約事務において、「県発注の建設工事及び建設工事に係る測量・設計等業務並びに森林整備業務の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」の通知に基づく契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
飛驒保健所	指導事項	岐阜県結核予防費補助金の交付事務において、補助金の額の確定に係る支出負担行為の整理が額の確定日に行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。
希望が丘こども医療福祉センター	指摘事項	令和3年度の公衆電話業務委託契約に係る委託手数料の収入事務において、次の不適正な事項が認められたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 令和4年4月21日に支払の通知を受けた委託手数料80円について、令和4年度の収入とすべきところ、令和3年度の収入として調定決議が行われていた。 2 支払を受けた現金80円が現金出納簿に記載されていなかった。
	指摘事項	物品の管理事務において、病棟病室に配備していたテレメイトリー式パルスオキシメーター送信機1台(取得価格459,000円)を亡失していたため、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
	指導事項	手術室自動ジェット式超音波洗浄装置の修繕に係る支出事務において、必要な見積書が徴取されていなかったため、今後は適正に処理されたい。
岐阜関ヶ原古戦場記念館	指導事項	岐阜関ヶ原古戦場記念館受付・監視等業務委託に係る契約事務において、公募型プロポーザル方式により長期継続契約

		を締結している。長期継続契約では、各年度における予算の範囲内において給付を受けなければならないため、翌年度以降予算の減額等があった場合には契約を解除できる旨の条件を公募要領や契約書に付すべきところ、その旨の記載をせず、相手方を選定し、契約が締結されていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
恵那農林事務所	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、交換対応（取得価格103,280円）となっていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
農業技術センター	指導事項	公務中に自走式薬剤噴霧機を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料98,670円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
郡上土木事務所	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料60,500円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
可茂土木事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料270,000円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
揖斐県事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として109,637円の費用負担が発生していたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
可茂県事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料30,624円が支払われていたため、職員の交通事故防止に一層の徹底を図られたい。
東濃県事務所	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料99,000円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
西濃教育事務所	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料99,000円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
山県高等学校	指導事項	物品の管理事務において、令和3年度の現物実査の対象物品に係る供用主任者が現物実査を行っているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
揖斐高等学校	指摘事項	公務中にタブレットを損傷させた2件の毀損事故について、前年度も同様の事案で指導したにもかかわらず、修繕料70,400円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
武義高等学校	指導事項	公務中にタブレットを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料72,600円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
坂下高等学校	指導事項	公務中にタブレットを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料36,300円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
益田清風高等学校	指導事項	公務中にタブレットを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料72,600円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
吉城高等学校	指導事項	吉城高等学校弓道場防矢ネット交換工事に係る契約事

		<p>務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 最低制限価格を設定する競争入札にもかかわらず、最低制限価格を設定する理由や具体的な設定方法等について、契約審査会の審査を受けていなかった。 2 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）等に規定する契約情報の公表が行われていなかった。
	指導事項	<p>現物実査実施要領に基づく令和3年度の現物実査において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 出納員は、前年度の備品購入費の支出済額の合計が、当該年度の物品出納一覧表中の受入金額の合計と等しいかどうかを確認した上で、総額チェック表を作成すべきところ、これを作成していなかった。 2 現物実査の結果については、出納員から学校長に報告すべきところ、特段の理由なく、これが行われていなかった。
岐阜清流高等特別支援学校	指導事項	<p>岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校非常用電源設備設置工事の実設計委託に係る契約事務において、最低制限価格を設定する競争入札にもかかわらず、最低制限価格を設定する理由や具体的な設定方法等について、契約審査会の審査を受けていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>
飛騨吉城特別支援学校	指摘事項	<p>学校給食供給業務に係る契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、契約解除に関する条文を契約書に記載していなかったため、今後は適正に処理されたい。</p> <p>なお、前年度10月29日に行われた同校の監査において、令和2年度の学校給食供給業務について本件と同様の指導事項があった。これに対して、監査委員は、監査結果に基づく措置として、同校について「現在契約中の書類について確認を行い、他の契約に同様の案件がないことを確認した」旨の通知を令和4年1月4日に受けている。しかし、本件事案は、上記通知時に契約中であった令和3年度学校給食供給業務について、契約変更等の手続が行われていなかったものである。</p>
北方警察署	指摘事項	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として34,863円の費用負担が発生するとともに、修繕料等303,391円（うち相手方負担分273,052円）のうち、修繕料として271,931円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p> <p>また、上記修繕料等のうち車両搬送費用31,460円について、令和3年5月1日に提供を受けた役務に係る支出負担行為の整理が行われておらず、車両搬送業者からの請求がなかったこともあり、未払の状況となっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
下呂警察署	指摘事項	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として552,629円の費用負担が発生するとともに、修繕料253,759円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>

